⑵1　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑵2　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑵3　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

⑵4　本工事は、カーボンニュートラル社会の実現を目指し、港湾工事におけるCO_2排出量の削減やブルーインフラの保全・再生・創出に資する取組の普及を促進し、取組に対する意識の醸成等を図るため、これら取組の実施に対して工事成績評定点において加点評価を行う「港湾カーボンニュートラル普及促進試行工事」の対象工事である。

⑵5　本工事は、工事検査時(完成・既済部分等)を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けており、決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,050点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては客観点数が1,050点以上であること。)。

⑶　平成21年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。)が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、中層混合処理工（機械撹拌)又は深層混合処理工(機械撹拌）において、改良長10m以上及び改良本数2,000本／件以上の施工実績を有すること。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、中層混合処理工（機械撹拌）又は深層混合処理工（機械撹拌）において、改良長５ｍ以上の施工実績を有すること。

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成21年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、中層混合処理工（機械撹拌）又は深層混合処理工（機械撹拌）を施工した工事の施工経験を有することとする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成21年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下､「出産等」という。)を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。

⑸　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。(詳細は入札説明書参照)

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。)又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。(詳細は入札説明書参照)

①　技術提案

②　賃上げの実施に関する評価

⑵　施工体制の評価項目は､次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し､次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、２に定める競争参加資格の確認を受け、競争参加資格を認められた者であること。

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。